

基安化発 0 7 1 1 第 2 号  
令和 7 年 7 月 1 1 日

都道府県労働局労働基準部

健康主務課長 殿

厚生労働省労働基準局

安全衛生部化学物質対策課長

( 契 印 省 略 )

過去に製造販売されていた製品の一部に石綿の含有が確認された事案について（注意喚起）

石綿（アスベスト）（以下、単に「石綿」という。）については、平成 18（2006）年 9 月 1 日から、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 55 条及び労働安全衛生法施行令（昭和 47 年政令第 318 号）第 16 条等の規定に基づき、石綿をその重量の 0.1%を超えて含有する全ての製品は、試験研究の用に供するものを除き、製造し、輸入し、譲渡し、提供し、又は使用することが禁止されているところである。

しかしながら、今般、過去に製造販売された製品の一部（製品に使用されている耐火接着剤）に石綿が含まれている事案が判明したところである。

については、建築物等の解体又は改修の作業において、事前調査等で当該製品が使用されている場合には、石綿則等に基づく措置を確実に講じること等、別紙のとおり、関係団体へ注意喚起を行ったので、了知されたい。

基安化発 0 7 1 1 第 1 号  
令和 7 年 7 月 1 1 日

関係団体の長 殿

厚生労働省労働基準局  
安全衛生部化学物質対策課長  
(契印省略)

過去に製造販売されていた製品の一部に石綿の含有が確認された事案について (注意喚起)

日頃より石綿による健康障害の防止対策の推進に御理解・御協力を賜り厚く御礼申し上げます。  
建築物、工作物及び船舶 (以下「建築物等」という。) の解体又は改修の作業については、石綿障害予防規則 (平成17年厚生労働省令第21号。以下「石綿則」という。) 等に基づき、事業者は石綿ばく露防止のための措置が義務付けられており、事前調査において石綿含有の有無を確認し、必要なばく露防止対策を講じる必要があります。

今般、別添のとおり、過去に製造販売された製品の一部 (製品に使用されている耐火接着剤) に石綿が含まれている事案が判明しましたので、建築物等の解体又は改修の作業において、事前調査等で当該製品が使用されている場合には、石綿則等に基づく措置を確実に講じること等、下記について傘下会員に対し周知いただきますようお願い申し上げます。

## 記

### 1 今般、石綿含有が判明した製品 (耐火接着剤)

(1) 耐火認定取得者 旭化成建材株式会社

(2) 製品名等

①1971年～1996年に耐火認定を受けた外壁用耐火材「ヘーベルライト (耐火認定番号 Wn1032)」に使用された耐火接着剤 「ヘーベルボンド」 (石綿含有3%)

②1984年～1996年に耐火認定を受けた外壁用耐火材「ヘーベルライトデザインパネル (耐火認定番号 Wn1110)」に使用された耐火接着剤 「ライトボンド」 (石綿含有3%)

(3) 詳細は、耐火認定取得者公表資料 (別添) のとおり。

### 2 必要な対応

(1) 事前調査において、上記1 (2) の製品が確認された場合は、石綿が含まれる耐火接着剤を使用していることから、関係法令に基づき必要なばく露防止対策を講じること。また、

調査を行っても石綿の有無を判断できない場合は、分析調査の実施又は石綿があるとみなして対応する必要があること。

- (2) 過去に当該耐火接着剤が使用された建築物等の解体又は改修の作業を行った労働者は、石綿にばく露している可能性が考えられる。当該作業を行ったことのある労働者等から問い合わせがあった場合は、別添の耐火認定取得者公表資料に記載されている問い合わせ先に相談すること。
- (3) 事前調査の実施に当たっては、石綿則第3条第2項に基づき、書面調査と現地での目視調査を実施する必要があること、及び「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」（令和3年3月（令和6年2月改正）厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課、環境省水・大気環境局環境管理課）の「4.3 事前調査」に基づき、事前調査は、解体や改修工事の作業に係る建築物等の全ての部分について行う必要があり、内装仕上げ材の内側や下地等、外観からでは直接確認できない部分についても網羅して調査を行う必要があることに十分留意すること。

(別添)

旭化成建材株式会社令和7年7月11日公表資料

過去の弊社製品耐火認定における副構成材料の石綿含有について

弊社が過去に取得したヘーベルライトの下記耐火認定に使用する副構成材料の耐火接着材（ヘーベルボンド、ライトボンド）に、石綿が含まれています（※石綿含有量は耐火接着材重量比で3%）。

耐火接着材（ヘーベルボンド、ライトボンド）は、外壁耐火構造を構成する際に、ヘーベルライト同士の小口接着面に塗付するモルタル状の材料です。当該耐火接着材は、非飛散性のものではありませんが、下記耐火認定に使用されているため、下記耐火認定を適用した建物外壁の改修及び解体時には、関係法令に従って、適切な作業・処分をお願い申し上げます。

なお、当該耐火接着材は当時の関連法令に違反するものではなく、現在は販売されておりません。また、ヘーベルライト等の弊社 ALC パネル製品は発売以降現在まで石綿は含まれておりません。

| 認定番号   | 認定存続期間        | 内容                                                                                      |
|--------|---------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|
| Wn1032 | 1971 年～1996 年 | 耐火構造 壁 1 時間耐火<br>鉄網入り軽量気泡コンクリート板 (50mm) 外壁 (非耐力壁)<br><ヘーベルライト><br>(耐火接着剤: ヘーベルボンド)      |
| Wn1110 | 1984 年～1996 年 | 耐火構造 壁 1 時間耐火<br>メタルラス入り ALC 板 (50mm) 張り外壁 (非耐力)<br><ヘーベルライトデザインパネル><br>(耐火接着剤: ライトボンド) |

解体・改修工事を行っていたことがある工事業者様、過去に当該耐火認定を適用した建物の解体・改修業務に従事したことのある方等からの、本件に関する弊社へのお問い合わせは、以下のウェブサイトのお問い合わせフォームよりご入力をお願いいたします。

お問い合わせ | 旭化成建材株式会社 (<https://www.asahikasei-kenzai.com/contact/form.html>)

【お詫びと訂正】

弊社ウェブサイトにて、弊社が製造・販売する製品に石綿の含有は一切ない旨の記載をしておりましたが、上記ライトボンドについて、弊社が過去に石綿を含有する成分で販売していた期間があることが判明しました。当該ウェブサイト上の記載は誤りでしたので、訂正すると共にお詫び申し上げます。